

1 循環型社会の構築に向けて

廃棄物減量化の目標量

第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）

（1）経緯

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、令和6年8月2日に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

新たな計画では、気候変動や生物多様性保全といった環境面の課題に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現といった社会課題の同時解決にもつながるものである循環経済への移行を国家戦略として位置づけ、その実現に向けて、2030年度までに国が講ずべき施策を示しています。

（2）内 容

1 循環型社会に関する全体像の指標と2030年度目標値

<物質フロー指標>

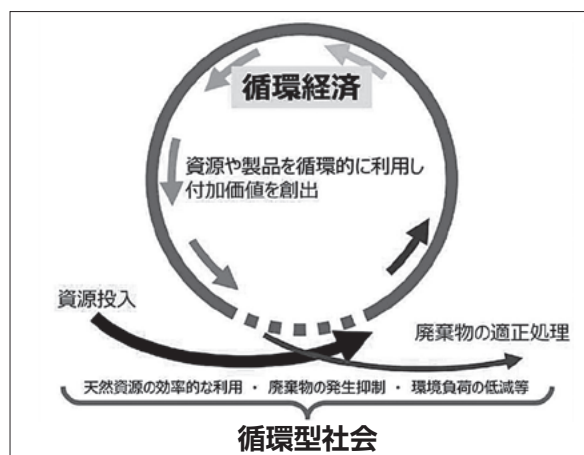
① 資源生産性	約60万円／トン
② 一人当たり天然資源消費量	約11トン／人・年
③ 再生可能資源及び循環資源の投入割合	約34%
④ 入口側の循環利用率	約19%
⑤ 出口側の循環利用率	約44%
⑥ 最終処分量	約11百万トン

<取組指標>

⑦ 循環型社会ビジネスの市場規模	80兆円以上
⑧ 循環型社会形成に関する国民の意識・行動	
・ 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	90%
・ 具体的な3R行動の実施率	50%
⑨ 循環経済への移行に関わる部門等由来の温室効果ガス排出量	
・ 循環経済への移行に関わる部門由来	約343百万トン-CO ₂ ／年（参考値）
・ 廃棄物部門由来	約29百万トン-CO ₂ ／年（参考値）
⑩ カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント（数値目標設定なし）	

2 循環型社会形成に向けた取組の進展のための5つの柱（重点分野）

- ① 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ② 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③ 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④ 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

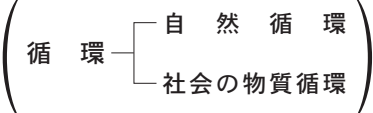


「第五次循環型社会推進基本計画（概要）」を加工して作成

循環型社会づくりを支える法体系

環境基本法 H 6. 8 完全施行

環境基本計画



循環型社会形成推進基本法（基本的枠組法）

H13. 1 完全施行

- ・社会の物質循環の確保
- ・天然資源の消費の抑制
- ・環境負荷の低減

- 基本原則 ○ 国、地方公共団体、事業者、国民の責務 ○ 国の施策

循環型社会形成推進基本計画 : 国の他の計画の基本

廃棄物処理法

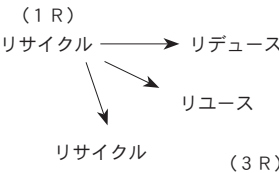
S 46. 9 施行

- ・廃棄物の発生抑制
- ・廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
- ・廃棄物処理施設の設置規制
- ・廃棄物処理業者に対する規制
- ・廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法

H13. 4 全面改正施行

- ・再生資源のリサイクル
- ・リサイクル容易な構造、材質等の工夫
- ・分別回収のための表示
- ・副産物の有効利用の促進



プラスチック
資源循環法

R 4. 4 施行

- ・プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

〈個別物品の特性に応じた規制〉

容器包装リサイクル法
びん、PETボトル、紙製・プラスチック製容器包装等
H 12・4 完全施行

- ・容器包装の市町村による分別収集
- ・容器包装の製造・利用業者による再商品化

家電リサイクル法
エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機
H 13・4 完全施行

- ・消費者がリサイクル費用を負担
- ・廃家電を小売店が消費者より引取り
- ・製造業者等による再商品化

食品リサイクル法
食品残さ
H 13・5 完全施行

- ・食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再資源化

建設リサイクル法
木材、コンクリート、アスファルト
H 14・5 完全施行

- ・工事の受注者が建築物の分別解体
- ・建設廃材等の再資源化

自動車リサイクル法
自動車
H 17・1 完全施行

- ・ユーザーがリサイクル料金を預託
- ・引取業者が引き取り、関係者によるフロン類回収、解体、破碎
- ・製造業者等によるエアバッグ・シュレッダーダストの再資源化、フロン類の破壊

小型家電リサイクル法
小型電子機器等
H 25・4 完全施行

- ・消費者が分別して排出
- ・市町村が分別して収集し認定事業者へ引渡し
- ・小売業者は消費者の適切な排出を確保するために協力

グリーン購入法

H13. 4 完全施行 [国等が率先して再生品等の調達を推進]